

インボイス制度への対応に向けて

～令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まります～

令和5年(2023年)10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が開始されます。一般消費者に直接的な影響がないこともあり、軽減税率の導入時に比べると大きく取沙汰されていませんが、フリーランスや一人親方等を含む事業者は法人・個人事業主問わず、経営に大きな影響を受ける可能性があります。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この適格請求書発行事業者になるためには、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」と言います。)を提出し、登録を受ける必要があります。制度が開始される令和5年(2023年)10月1日からインボイスを発行するには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

事業者の皆様には、インボイス制度についての理解を深めていただき、その対応に向け早めに取り掛かることをお勧めします。

※本記事は、令和4年(2022年)3月時点の情報を基に作成しています。

消費税とは ～基本をおさらいしましょう～

インボイス制度を知る前に、消費税の基本についておさらいしましょう。

消費税は、消費一般に広く公平に課税する「間接税」です。「間接税」とは、税金を負担する人が直接納めず、事業者などを通じて納める税金のことです(これに対し、所得税や法人税、住民税など、税金を負担する人と税金を納める人が一致する税金を「直接税」といいます)。例えば、一般消費者が商品を購入する際に支払った消費税は、それを販売した小売店が一時的に預かり、後日納付します。この場合、一般消費者が消費税の実質負担者であり、事業者である小売店は納税義務者として、預かった消費税を納付する

役割を担っています。

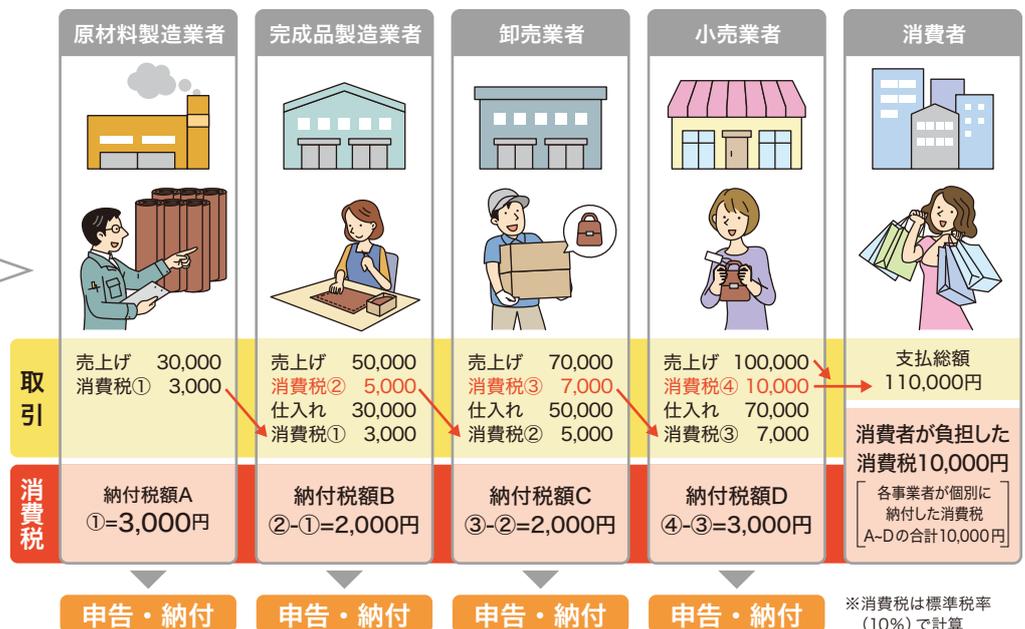
一般消費者はもちろん、事業者も商品の仕入れ等を行った際の代金に消費税が課税されます。医療や教育等、非課税となる一部の取引を除き、ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等の取引が課税対象となり、取引ごとに標準税率10%又は軽減税率8%の税率が課されます。

また、取引の各段階での仕入れに対して二重、三重に税が課されることがないように、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し(=差し引き)、税が累積しない「仕入税額控除」と呼ばれる仕組みがとられています(次の図参照)。

【消費税の負担と納付の流れ】

例えば、卸売業者は…

- ①完成品製造業者から仕入れをする時に「50,000円+消費税5,000円」を支払う
- ②小売業者に製品を販売する時に「70,000円+消費税7,000円」を受け取る
この場合、卸売業者は(売上げに係る消費税7,000円)-(仕入れに係る消費税5,000円)を計算し、差額の2,000円を消費税として納付することになる。



インボイス制度とは ~インボイスを発行するためには登録申請が必要です~

インボイスは、正式には「適格請求書」といい、従来の請求書等（請求書、領収書、納品書、レシート等）の記載事項に加えて、適格請求書発行事業者の「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」（消費税及び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。以下同じです。）の適格請求書となるための必要事項が記載された請求書等をいいます。

そして、インボイス制度とは、商品の販売やサービスの提供をした側が、相手方（売上先）に対してインボイスを発

行し、相手方（売上先）は、原則として、仕入先から交付を受けたインボイスに基づいてのみ、消費税の仕入税額控除を可能とする制度です。つまり、インボイス制度開始後、消費税を納付する事業者は、仕入先から交付を受けたインボイスがないと、原則として、その仕入れに係る仕入税額控除ができないこととなります。

インボイスを発行する事業者になるには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者としての登録と登録番号の通知を受ける必要があります。

記載事項

- ①発行事業者の氏名又は名称
- ②登録番号
- ③取引年月日
- ④取引内容
(軽減税率対象品目はその旨)
- ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦交付を受ける事業者の氏名又は名称

【インボイスのイメージ】

従来の区分記載請求書にも必要な項目

- ①発行事業者の氏名又は名称
- ③取引年月日
- ④取引内容
(軽減税率対象品目はその旨)
- ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑦交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株〇〇御中 ② △△商店(株)

登録番号 T-012345...

xx年11月30日

xx年10月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚*	5,000円
11/1	豚肉*	10,000円
11/3	タオルセット	2,000円
...		
⑤	合計	120,000円
	消費税	11,200円
	8%対象	40,000円
	消費税	3,200円
	10%対象	80,000円
	消費税	8,000円

⑥

*軽減税率対象

インボイス制度導入前には記載の必要がなかった項目

- ②登録番号
- ⑤適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等

※上記記載事項が明記されている書類であれば、その名称（請求書、領収書、納品書、レシート等）を問わず、「適格請求書（いわゆるインボイス）」に該当します。

インボイス制度の影響と対応 ~事業の実態に合わせて対応をご検討ください~

では、インボイス制度が始まると、どのようなことが起こるのでしょうか。

まず、自社が商品の販売をする（サービスの提供をする）側の場合、自社がインボイスを発行できなければ、相手方（売上先）は、仕入税額控除ができず、消費税の負担が増えてしまいます。相手方（売上先）は、そういった事態を回避するため、インボイスを発行できない自社との取引を見直す可能性があります。

反対に、自社が商品の購入（仕入れ）をする（サービスの提供を受ける）側の場合、相手方（仕入先）がインボイスを発行しないと、その仕入れに係る仕入税額控除ができず、自社の消費税負担が増える可能性があります。（ただし、インボイス制度開始後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者（消費税の免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。）

インボイスを発行する事業者になるには、先ほど述べたとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受ける必要があります。

この適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、「課税事業者」に限られますが、免税事業者が令和5年（2023年）10月1日から令和11年（2029年）9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられており、この場合、登録を受けるに当たり、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

課税事業者とは、消費税の納税義務がある事業者をいい、免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者をいいます。

インボイス制度が開始される令和5年（2023年）10月1日以後、インボイス（適格請求書）を発行できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者のみであり、免税事業者及び登録を受けていない課税事業者は、インボイスを発行することはできません。

次に、インボイス制度の事業者への影響について、現在、自社が、免税事業者である場合と課税事業者である場合に分けて考えてみましょう。

《自社が免税事業者である場合の対応》

自社が、免税事業者である場合、適格請求書発行事業者の登録を受けないと、インボイス制度開始後、インボイスを発行することはできませんので、登録を受けて適格請求書発行事業者及び課税事業者になるか、登録を受けないで免税事業者のままなのかを判断しなければなりません。

免税事業者が、インボイス制度開始後において、登録を受けて適格請求書発行事業者及び課税事業者になる場合と、登録を受けないで免税事業者のままの場合のメリット・デメリットは、右のとおりです。

適格請求書発行事業者になるかどうかは、各事業者の任意です。相手方(売上先・仕入先)との関係や経理業務にかけることができるコスト、課税事業者となった場合の納税に必要な資金調達などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

この適格請求書発行事業者になるかどうかについて、「売上先は誰か」という観点から考えてみましょう。

例えば、一般消費者は、仕入税額控除が不要なので、自社の売上先が一般消費者のみの場合、適格請求書発行事業者になる必要はありません。ただし、一般消費者だと思って販売していたところ、インボイスを求められて実は事業者だったと判明することもあります。

また、現状は事業者への販売がなくても、将来的に事業者への販売が発生する可能性も考慮する必要があります。

なお、売上先が事業者でも、その事業者が免税事業者なら仕入先からのインボイスは不要なので、適格請求書発行事業者になる必要がない場合も考えられます。

《自社が課税事業者である場合の対応》

自社が課税事業者である場合、適格請求書発行事業者になるかどうかを、どのように判断すればよいのでしょうか。

まず、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、売上先は、仕入税額控除が可能になるため、取引関係を継続する可能性が高いでしょう。

課税事業者は、免税事業者とは異なり、元々、消費税を納税しているため、新たに、納税資金の準備といったことを考える必要もないと考えられます。

また、課税事業者は、適格請求書発行事業者にならないという選択も可能です。その場合、適格請求書発行事業者の登録申請や請求書等の様式変更、インボイスの保存などの手間は発生しませんが、売上先は仕入税額控除ができないため、売上先から取引関係を見直される可能性があります。

【免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット】

現在	免税事業者	
インボイス制度導入後	適格請求書発行事業者及び課税事業者になる	免税事業者のまま(適格請求書発行) (事業者にならない)
メリット	●売上先は、仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	●消費税の申告及び納付が不要
デメリット	●消費税の申告及び納付が必要となり、納税事務及び納税の負担が増える	●売上先は、仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある

【売上先による考え方】

売上先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
基本的な対応方針	適格請求書発行事業者になることを検討する	事業者への販売割合が高いか低いかで適格請求書発行事業者になることを検討する(例えば、飲食店での法人の接待利用など)	売上先に事業者がいない限り、適格請求書発行事業者になる必要はない
業種例	・建設業 ・製造業 等	・飲食店 ・ホテル 等	・学習塾 ・ゲームセンター 等

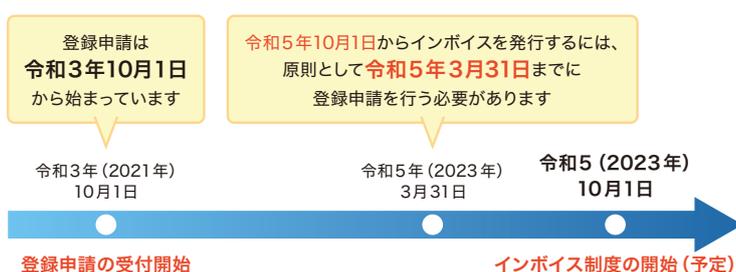
【課税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット】

現在	課税事業者	
インボイス制度導入後	適格請求書発行事業者の登録を行う	適格請求書発行事業者の登録を行わない
メリット	●売上先は、仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	●登録申請等の手間が発生しない ●従来どおりの請求書等が使用できる ●インボイスを保存する手間がかからない
デメリット	●登録申請等の手間が発生する ●自社の請求書等の様式を変更しなければならない ●発行したインボイスを保存する必要がある	●売上先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある

適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール

適格請求書発行事業者の登録申請は、令和3年(2021年)10月1日から始まっています。

インボイス制度が開始される令和5年(2023年)10月1日から、適格請求書発行事業者の登録を受けインボイスを発行しようとする事業者は、原則として、その6か月前である令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。



福岡商工会議所の支援メニュー

令和5年（2023年）10月1日に開始されるインボイス制度の対応に向けて、自社が今どういう状況なのかを把握し、その状況に応じて取り組むべきことを明確化した上で、その解決を図るなど実際に行動していくことが大切です。

福岡商工会議所では、4つのステップに区分し、そのステップごとに適切な支援メニューをご用意しています。

【インボイス制度対応に向けた4つのステップ】

Step	事業者の取組内容	主な支援メニュー
Step1 基礎知識の習得	まずは消費税の基本的な仕組みを理解し、そのうえで今回開始されるインボイス制度の概要を理解します	▽情報発信 当所各メディア（ホームページ、SNS等）から情報提供 ▽セミナーの開催 セミナーを通じてインボイス制度の概要などをご説明します（複数回開催予定）
Step2 現状把握・対応の決定	消費税の仕組みとインボイス制度の概要を理解したところで、自社の現状（本則課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者のいずれであるか）と相手方（売上先・仕入先）との関係から、適格請求書発行事業者としての登録を行うべきか等の対応の方向性を決定します	▽個社支援 収支の試算等を通じてインボイス発行事業者になるか、ならないかの経営判断をサポートします
Step3 課題の明確化	適格請求書発行事業者として登録を受ける場合、いつまでに登録を完了させる必要があるか、経理業務等の対応は問題ないか等、取り組むべき課題を明確にします	▽個社支援 インボイス制度対応の方向性が決まり、明確になった課題の解決のため、資金繰りやデジタルツール導入等の支援を行います
Step4 対応へ向けたアクション	前Stepで明確になった課題の解決を図るなど、インボイス制度対応に向けて実際に行動します	

《インボイス関連情報について》

①「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」（日本商工会議所 発行）提供

インボイス制度の概要や対策について解説した小冊子です。以下のようなフローチャートで自社がどのタイプなのか分かり、各タイプに応じて読むべきポイントが明確になっていますので、ぜひご活用ください。



福岡商工会議所のインボイス制度特設サイトでデータにより提供しています。

詳細は右記特設サイトをご覧ください。



②インボイス関連セミナーの実施

当所では今年度インボイス関連のセミナーを複数回開催する予定です。最新のセミナー情報は当所HPで随時ご案内いたします。積極的なお申し込みをお待ちしています。

最新情報は
こちら



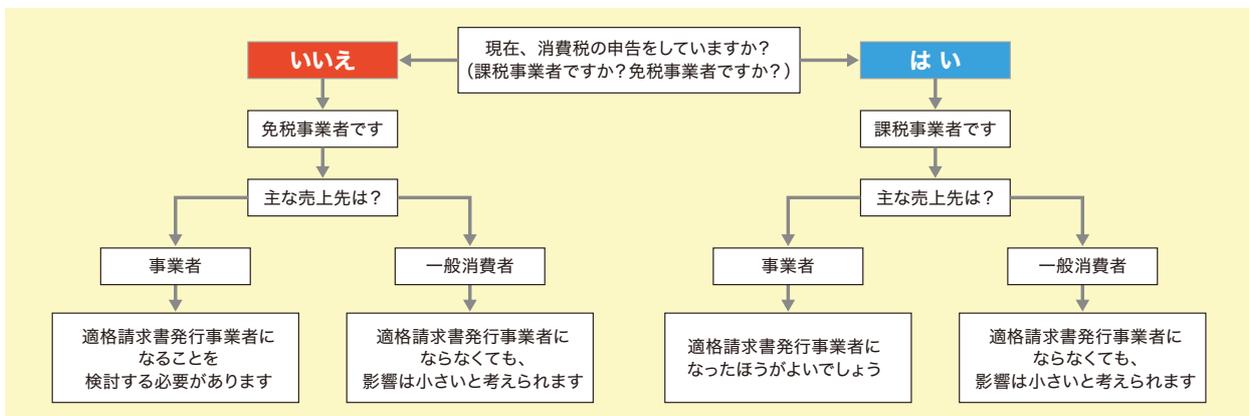
③経営相談窓口

福岡商工会議所の経営指導員のほか、税理士等による相談も随時受け付けています。事前にご予約のうえご利用ください。

●地域支援第1・第2グループ

TEL 092-441-2161/2162

【適格請求書発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート】



※本記事は日本商工会議所が発行する「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」小冊子の内容を参考に作成しています。

本記事全般に関するお問い合わせ／経営支援グループ TEL 092-441-1146